2021年10月８日

株　主　各　位

東京都千代田区外神田二丁目14番10号
ジャパンメディアシステム株式会社
代表取締役社長　　富　樫　泰　章

第37期 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第37期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、株主の皆様におかれましては、本年は健康状態に関わらず、感染拡大防止の観点から可能な限り会場へのご出席を控えていただき、事前の議決権行使をいただくことを強く推奨いたします。
　事前の議決権行使は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年10月26日（火曜日）午後５時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　2021年10月27日（水曜日）午前10時
２．場　　所　　東京都千代田区神田淡路町二丁目９番地
　　損保会館　大会議室
　　（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）
３．目的事項
　報告事項　　第37期（2020年８月１日から2021年７月31日まで）
　　事業報告及び計算書類の内容報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金処分の件
　　第２号議案　取締役７名選任の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
　なお、本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、郵送もしくはインターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.jm-s.co.jp）において修正後の事項を周知させていただきます。また、株主総会決議の結果は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

【新型コロナウイルス感染拡大防止への対応と株主の皆様へのお願い】

新型コロナウイルス感染が続いております。このような状況の中、本定時株主総会においては、下記の対応を実施させていただく予定です。本定時株主総会へのご出席をご予定又はご検討されている株主の皆様におかれましては、感染予防および感染拡大防止の観点から慎重にご判断下さいますようご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

◆安全上の理由により、ドリンクの提供は中止いたします。

◆本定時株主総会へのご出席をご予定されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただくとともに、当日の体温測定、マスクの着用およびアルコール消毒液の使用等、感染拡大防止のための措置へのご協力をお願いいたします。

◆受付の際は、体調を確認させていただき、体調不良とお見受けする株主様には運営スタッフがお声がけさせていただく場合がございます。更に体温測定の結果、37度以上の発熱が確認された場合は、入場の制限などの措置を講じさせていただく場合がございますので、予めご了承いただきますようお願いいたします。

◆会場は、座席間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より減少いたします。入場制限を行わせていただく場合もございます。

◆株主総会の議事は、例年より時間を短縮して行う予定です。株主様からのご質問、ご発言を制限させていただく場合がございます。

◆本定時株主総会の役員および運営スタッフは、事前に体調を確認の上、マスクを着用して対応させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年８月１日から
2021年７月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるにおける世界経済は、新型コロナウイルスの感染拡大が継続し、世界的にも変異株が次から次へと広がりを見せ、ワクチン接種の拡大があったものの、経済活動の規制と緩和が交互に行われる状況下にありました。そのため、経済的には一進一退を繰り返しながらやや上向いている状況が続きました。日本においても、製造業を中心に輸出や設備投資が回復基調を維持するなどの動きはありましたが、一方で、長引く新型コロナの影響で厳しい経営状況となる企業も多く見られました。

このような市場環境の中、当社は、引き続きVC（ビジュアルコミュニケーション）事業の単一セグメントでの事業形態として、この事業に経営資源を集中的に投下して経営基盤の強化に努めております。2021年６月には、「LiveOn Ver18.0」をリリースし、入室時のマイクやスピーカーのチェック機能やエコーサプレッサ機能など、LiveOnのご導入やご利用の拡大に役立てていただける機能を追加しました。また、マルチディスプレイへの対応や映像画面のデジタルズーム機能など、お客様からご要望をいただいた改良も行いました。

最近では、新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、多くの企業や団体がテレワークの導入やリモートの商談などを行うようになり、Web会議は当然のツールとして一般に使われるようになってきました。このようにビジュアルコミュニケーション市場における新たなマーケットが創出されてきております。しかしながら、コロナ禍による経済活動自粛の長期化により経営環境が厳しくなった企業においては、使用頻度の低下や経費削減により安価な会議システムへの乗り換えが見られました。「LiveOn」と「RemoteOn」は、このような市場環境において他社製品と比較される中で、その高品質・高機能、セキュリティ面での安全性が高く評価されており、特に100％国内自社開発のLiveOnは、品質・安全性を重視する官公庁・金融機関からの引き合いが増えてきております。また、遠隔作業支援ツールとして「LiveOn Wearable」の引き合いも増加してきております。これはメガネ型のウェアラブル端末の総称であるスマートグラスとWeb会議の仕組みを組み合わせて実現できる遠隔作業支援です。

販売面においては、当社のLiveOnを活用したオンライン営業やオンラインセミナーを積極的に推し進めました。その結果、官公庁、自治体、中大手企業や金融機関等、新規顧客の獲得に繋がっております。しかしながら、年度後半に

おいては、コロナの影響が１年半も続いたことにより、前期の2020年３月から６月までのようなコロナ特需と言える爆発的な受注は影をひそめました。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,306,681千円（前期比87.0％）、営業利益は576,929千円（前期比92.5％）、経常利益は585,372千円（前期比93.9％）、当期純利益は404,503千円（前期比95.8％）と減収減益となりました。

②　設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③　資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第34期 (2018年７月期)	第35期 (2019年７月期)	第36期 (2020年７月期)	第37期 (当事業年度) (2021年７月期)
売　上　高(千円)	1,518,033	1,667,656	2,652,057	2,306,681
当期純利益(千円)	168,108	188,893	422,331	404,503
１株当たり当期純利益(円)	3,689.18	4,302.02	10,768.26	10,313.70
総　資　産(千円)	1,105,805	1,257,756	2,046,185	2,086,660
純　資　産(千円)	453,757	561,595	944,707	1,270,770
１株当たり純資産額(円)	9,957.81	14,319.12	24,087.38	32,401.08

（注）１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、ビジュアルコミュニケーションシステム「LiveOn」を通じて、ビジュアルコミュニケーション市場において確固たる地位を築くと共に、品質、機能、使いやすさ等で顧客満足度No.1を目指しております。

当社が、継続的に安定した成長を続けていくために、下記に掲げる項目につき重点的に取り組んでまいる所存です。

①ビジュアルコミュニケーション市場での知名度・ブランド価値の向上

売上及びアカウント数のシェア拡大を図るため、今後も引き続き、積極的にWeb広告やWebセミナー、交通広告、新聞への出稿などを行い、ビジュアルコミュニケーションシステム「LiveOn」の認知度を高めてまいります。

②営業販売体制の整備・強化

販売面においては、きめ細かな営業展開を行うことで国内の代理店販売や紹介販売などを強化・推進し、今後一層成長するといわれるビジュアルコミュニケーション市場をしっかりと捉えられる販売組織を作り上げることが重要と考えております。そのために、営業担当者の増員を図ると共に更なるスキルアップ教育を徹底して行ってまいります。また、海外展開においてはインド・アセアン地域を中心に販売機会をうかがってまいります。

③迅速な研究開発活動

開発面においては、技術者の増員とスキルアップを図り、他社商品とは一線を画した品質と機能、セキュリティー面をより一層強化してまいります。遠隔医療、遠隔現場支援、Web相談、多人数Webセミナーなど新しい分野において既に対応しておりますが、より使いやすく高品質な製品開発を目指します。また、パンデミック対策としても、迅速に対応できる開発体制をより整え、ユーザ様の要望に応えてまいります。

④優秀な人材の確保・育成

当社の事業において取り扱う商品・サービスは、ICT(Information and Communication Technology)の高度な知識・技術の習得が必要であるため、今後も教育研修を一層強化し、営業員及び技術員のレベルアップを図ってまいります。また、優秀な人材を確保するため、働きやすい職場環境を整えると共に、企業イメージの向上のため積極的に広報活動を行ってまいります。

⑤内部統制強化とコンプライアンス体制強化

当社は、更なる事業拡大を推し進める上で、内部統制システムの整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための制度強化を継続的に進めると共に、倫理行動規範の徹底を通じて会社全体の倫理意識の向上及びコンプライアンス体制の強化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年７月31日現在）

当社は、主としてビジュアルコミュニケーションシステム「LiveOn」に関する製品の開発・製造・販売を行っております。当社は、VC事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

当社が提供する主な品目別の主要製品は以下のとおりであります。

品　　目	製品分類	主要製品名
ソフトウエア関連収入	ソフトウエア	「LiveOn」に関わる基本ソフトウエア、追加オプション等
	保守・利用料等	「LiveOn」「RemoteOn」利用料、その他保守・サポート料等
物販収入等	物販	上記に関連した音声・ビジュアルデバイス、ネットワーク機器・通信機器等
	その他	上記に関連した役務・工事収入等

(6) 主要な事業所（2021年７月31日現在）

本　　社	東京都千代田区
大　阪　支　店	大阪府大阪市中央区
名古屋営業所	愛知県名古屋市中区
仙台営業所	宮城県仙台市青葉区
札幌営業所	北海道札幌市中央区

(7) 使用人の状況（2021年７月31日現在）

使用人数	前年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
１２９（２）名	１５名増（１名減）	35.7歳	６年１２ヶ月

（注）１　使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２　使用人数には、使用人兼務取締役は含んでおりません。
３　当社はVC事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(8) 主要な借入先の状況（2021年７月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	79,000千円
株式会社みずほ銀行	38,840千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の状況

(1) 株式の状況（2021年７月31日現在）

① **発行可能株式総数**　155,200株

② **発行済株式の総数**　49,682株（うち自己株式10,462株）

③ **株主数**　1,961名

④ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
富樫泰章	12,533株	31.95%
ＪＭＳ社員持株会	2,197	5.60
富樫イリナ	1,192	3.03
富樫泰良	1,192	3.03
木村亜麗	1,000	2.54
篠田浩一	754	1.92
田口聡	665	1.69
高崎信子	660	1.68
田口裕子	596	1.51
森山明美	591	1.50

（注）１　当社は、自己株式を10,462株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２　持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第２回新株予約権
発行決議日		2016年５月16日
新株予約権の数		1,700個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　1,700株 （新株予約権１個につき１株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり3,524円 （１株当たり3,524円）
権利行使期間		2018年５月17日から 2026年５月16日まで
行使の条件		新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了又は辞任による退任及び定年退職又は転籍の場合は、退任又は退職後１年間は新株予約権を行使することができる。 その他の条件については当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数　1,700個 目的となる株式数　1,700株 保有者数　５人

（注）１　社外取締役及び監査役には新株予約権を付与しておりません。

２　上記のうち、取締役１名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年７月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	富　樫　泰　章	
常務取締役	田　口　　聡	
取締役	森　山　明　美	管理本部長
取締役	篠　田　浩　一	技術本部長
取締役	坂　原　加　奈	営業本部長、大阪支店長
取締役	大日向　　洋	
取締役	柴　田　博　康	柴田公認会計士事務所所長
常勤監査役	野　本　公　夫	
監査役	菅　野　庄　一	弁護士法人東桜法律事務所代表社員
監査役	斎　藤　　環	アロマト株式会社代表取締役社長

（注）１　取締役大日向 洋氏及び取締役柴田博康氏は社外取締役であります。
　　２　監査役菅野庄一氏及び監査役斎藤 環氏は社外監査役であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、１年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、補填する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

④　取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報　酬　等　の　額
取　　締　　役 （うち社外取締役）	７名 （２名）	124,460千円 (4,800千円)
監　　査　　役 （うち社外監査役）	３名 （２名）	13,000千円 (4,800千円)
合　　計 （うち社外役員）	10名 （４名）	137,460千円 (9,600千円)

（注）１　取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役（１名）の使用人分給与相当額は含まれておりません。

２　取締役の報酬限度額は、2016年10月27日開催の第32期定時株主総会決議において年額180,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、６名（うち、社外取締役は１名）です。また、別枠で、2015年10月27日開催の第31期定時株主総会決議において、ストック・オプション報酬額として新株予約権2,000個を上限として付与することを決議いただいております。当該株主総会終結時点における定めの対象とされていた会社役員の員数は４名です。

３　監査役の報酬限度額は、2000年10月30日開催の第16期定時株主総会決議において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名（うち、社外監査役は２名）です。

⑤　社外役員に関する事項

イ．取締役　大日向　洋

１）他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

重要な兼職はございません。

２）当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した14回（定時12回）の取締役会のすべてに出席し、金融機関での豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営に対する客観的な意見を述べると共に、取締役会の意思決定及び取締役の業務執行の適法性と合理性を確保するための発言を行っております。

ロ．取締役　柴田博康

１）他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

柴田公認会計士事務所の所長を兼職しております。

なお、当社と柴田公認会計士事務所との間に「LiveOn」の営業取引があります。

２）当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した14回（定時12回）の取締役会のすべてに出席し、公認会計士の専門性を活かし、経営に対する客観的な意見を述べると共に、取締役会の意思決定及び取締役の業務執行の適法性と合理性を確保するための発言を行っております。

ハ．監査役　菅野庄一

１）他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

弁護士法人東桜法律事務所の代表社員を兼職しております。

なお、当社は同法律事務所との間に「LiveOn」の営業取引があります。

２）当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した14回（定時12回）の取締役会のすべてに出席し、弁護士の専門性を活かし、経営に対する客観的な意見を述べると共に、取締役会の意思決定及び取締役の業務執行の適法性と合理性を確保するための発言を行っております。

また、当事業年度に開催した14回（定時12回）の監査役会のすべてに出席し、弁護士の立場・見地から適宜必要な発言を行っております。

ニ．監査役　斎藤　環

１）他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

アロマト株式会社の代表取締役社長を兼職しております。

なお、当社とアロマト株式会社との間には特別の関係はありません。

２）当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した14回（定時12回）の取締役会のすべてに出席し、主に経営管理に関する意見を述べると共に、取締役会の意思決定及び取締役の業務執行の適法性と合理性を確保するための発言を行っております。

また、当事業年度に開催した14回（定時12回）の監査役会のすべてに出席し、これまで培ってきた豊富な識見を基に、適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

清友監査法人

② 報酬等の額

	清友監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	10,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	10,000千円

（注）1　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2　監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人清友監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第１項に定める額のいずれか高い額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要】

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社の取締役・従業員が従うべき基本原則であるコンプライアンス・ポリシーに則り、取締役は法令を遵守することのみならず、企業の果たすべき社会的責任を自覚して行動する。

ロ．取締役の適正な職務執行を図るため社外監査役を２名以上置き、公正で透明性の確保された監査を徹底する。

ハ．法的に疑義がある事項については、顧問弁護士と事前協議を行い、法令定款違反を未然に防止する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録並びにこれらの関連資料及び稟議書等重要書類を保存、管理するための担当部署を置き、これらを永久若しくは10年間保存し、必要に応じた閲覧が可能な状態を維持している。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．リスク対応の方策の策定、運用を行う体制を整備する。

ロ．業務マニュアル、諸規程の体系化を図り、業務の標準化を行うことでオペレーションリスクの最小化に努めている。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．毎月の定例取締役会の他、常勤取締役及び常勤監査役で構成される経営会議で経営上の課題を適時適切に協議・審議する体制が確立している。

ロ．取締役の職務分掌と権限を明確にし、意思決定が迅速かつ公正に行われ、その伝達が速やかに行われる組織体制を構築する。

ハ．経営環境の変化に応じ組織の業務分担を見直し、効率的かつ合理的な業務の運営を行うため弾力的に組織の統廃合、再編を行うことができる手続や体制の整備を行う。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．法令及び社内ルールに関して疑義のある行為について、従業員が直接通報できる社内通報制度を導入、運用する。

ロ．倫理規程等を整備し、法令に関する遵守事項、行動規範について従業員に対し周知し、遵守を徹底させる。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査室を監査役の一部の職務を補助するための部署としており、監査役は内部監査室と連携し監査を行う。

監査役会からその職務を補助すべき使用人の要請があった場合には、監査役会の意見を考慮し、専任の使用人を配置する。

⑦　監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査役補助人の評価、業務執行に係る役職兼務の是非、その他監査役補助人の業務内容については、監査役の同意を得た上で、取締役会が決定することとする。

ロ．当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、取締役からの指揮は受けないものとする。また、当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得ることとする。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．取締役は内部統制整備の実施状況について、随時監査役に対し報告を行う。

ロ．取締役及び従業員は、監査役及び内部監査室から会社の業務の実施、財産の状況等について報告を求められたときは、速やかにこれに応じる。

⑨　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

使用人等からの監査役又は内部監査室への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な取扱いを禁止することとする。

⑩　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又はその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等所要の費用の請求を受けたときは、監査役の職務の執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担することとする。

⑪　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と取締役は、監査役との意思疎通を図る機会を設け、監査の実効性を確保する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当期における主な取組みは以下のとおりであります。

①　コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、役職員を対象とした研修の実施や内部通報制度の周知を継続したほか、新入社員へは個別に研修を実施しました。

反社会的勢力排除に向けた対応については、チェック体制の整備を図るとともに、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会の会員として定期的に研修を受けました。

②　リスクマネジメント

情報セキュリティ対策として、技術部門においてISO27001 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を継続し、ISO27017 クラウドセキュリティ(ISMS)の認証を新たに取得しました。

③　内部監査体制

内部監査基本計画に基づき、内部監査を実施しました。

貸借対照表

(2021年７月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,780,131**	**流動負債**	**591,949**
現金及び預金	1,532,133	買掛金	128,953
電子記録債権	1,754	1年内返済予定の長期借入金	70,160
売掛金	110,914	未払金	20,664
商品	104,273	未払費用	47,743
仕掛品	1,276	未払法人税等	24,588
前払金	7,946	未払消費税等	6,662
前払費用	8,307	前受金	447
その他	13,634	前受収益	239,559
貸倒引当金	△110	預り金	23,332
固定資産	**306,528**	賞与引当金	23,109
有形固定資産	**22,646**	その他	6,729
建物	9,041	**固定負債**	**223,939**
工具、器具及び備品	13,604	長期借入金	47,680
無形固定資産	**42,545**	長期前受収益	106,902
ソフトウエア	37,082	退職給付引当金	69,357
ソフトウエア仮勘定	5,459	**負債合計**	**815,889**
電話加入権	4	**純資産の部**	
投資その他の資産	**241,335**	**株主資本**	**1,270,770**
出資金	650	**資本金**	**100,000**
長期前払費用	13	**利益剰余金**	**1,265,002**
繰延税金資産	15,187	利益準備金	11,766
敷金・保証金	26,885	その他利益剰余金	1,253,236
保険積立金	198,499	繰越利益剰余金	1,253,236
その他	450	**自己株式**	**△94,232**
貸倒引当金	△350	**純資産合計**	**1,270,770**
資産合計	**2,086,660**	**負債・純資産合計**	**2,086,660**

損　益　計　算　書

（2020年８月１日から
2021年７月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		**2,306,681**
売　上　原　価		**671,577**
売　上　総　利　益		1,635,103
販売費及び一般管理費		**1,058,174**
営　業　利　益		576,929
営　業　外　収　益		
受取利息及び配当金	17	
助　成　金　収　入	8,418	
そ　の　他	621	9,057
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	410	
為　替　差　損	195	
そ　の　他	9	614
経　常　利　益		**585,372**
特　別　損　失		
固定資産除却損	34	34
税引前当期純利益		**585,338**
法人税、住民税及び事業税	139,186	
法人税等調整額	41,648	180,834
当　期　純　利　益		**404,503**

株主資本等変動計算書

（2020年８月１日から
2021年７月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
			繰越利益剰余金				
2020年８月１日残高	100,000	3,922	935,017	938,939	△94,232	944,707	944,707
事業年度中の変動額							
剰余金の配当			△78,440	△78,440		△78,440	△78,440
利益準備金の積立		7,844	△7,844	－		－	－
当期純利益			404,503	404,503		404,503	404,503
事業年度中の変動額合計	－	7,844	318,219	326,063	－	326,063	326,063
2021年７月31日残高	100,000	11,766	1,253,236	1,265,002	△94,232	1,270,770	1,270,770

〔個別注記表〕

１．記載金額につきましては、１株当たり情報に関する注記を除き、千円未満を切り捨てて表示しております。

２．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（重要な会計方針）

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３年～15年
工具、器具及び備品	３年～15年

無形固定資産……定額法

なお、自社利用ソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年以内）、販売用ソフトウエアについては、その効果が及ぶ期間（３年）に基づいております。

長期前払費用……定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額（期末自己都合要支給額）に基づき計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理…消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

３．表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度まで「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。

なお、前事業年度の「為替差損」は53千円であります。

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当事業年度末から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

４．会計上の見積りに関する注記

（繰延税金資産）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　15,187千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、繰延税金資産の回収可能性の判断に与える影響は軽微であると判断しております。

５．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額……　43,196千円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めております。

６．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普 通 株 式	49,682	－	－	49,682

(2) 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普 通 株 式	10,462	－	－	10,462

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　4,315株

(4) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当金	基準日	効力発生日
2020年10月28日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	78,440千円	2,000円	2020年７月31日	2020年10月29日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当金	基準日	効力発生日
2021年10月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	39,220千円	1,000円	2021年７月31日	2021年10月28日

７．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	159千円
減損損失	17千円
未払事業税	2,508千円
賞与引当金	7,993千円
退職給付引当金	23,990千円
未払営業インセンティブ	527千円
その他	3,802千円
繰延税金資産小計	39,000千円
評価性引当額	△23,812千円
繰延税金資産合計	15,187千円
繰延税金資産の純額	15,187千円

８．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しており、資金調達については、銀行等金融機関からの借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社は、当該リスクに対して、取引先毎の期日管理及び残高を管理し、財務状況悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが２ヶ月以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金であり、長期借入金の一部は、金利の変動リスクに晒されております。当社は、当該リスクに対して、定期的に金利動向をモニタリングして管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年７月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	1,532,133	1,532,133	－
(2) 電子記録債権	1,754		
(3) 売掛金	110,914		
貸倒引当金（※）	△110		
	112,559	112,559	－
資産計	1,644,692	1,644,692	－
(4) 買掛金	128,953	128,953	－
(5) 未払金	20,664	20,664	－
(6) 未払法人税等	24,588	24,588	－
(7) 未払消費税等	6,662	6,662	－
(8) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	117,840	117,840	－
負債計	298,708	298,708	－

（※）電子記録債権及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（注）１ 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、(2)電子記録債権、(3)売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)買掛金、(5)未払金、(6)未払法人税等、(7)未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8)長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金は変動金利により短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

２ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
出資金	650
敷金・保証金	26,885

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

３　長期借入金の決算日後の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	１年以内 （千円）	１年超３年以内 （千円）	３年超５年以内 （千円）
長期借入金	70,160	47,680	－

９．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10.　１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　32,401円08銭
１株当たり当期純利益　10,313円70銭

11.　重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年９月24日

ジャパンメディアシステム株式会社

取締役会　御中

清友監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　市　田　知　史

指定社員
業務執行社員　公認会計士　柴　田　和　彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ジャパンメディアシステム株式会社の2020年８月１日から2021年７月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年８月１日から2021年７月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清友監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年９月28日

ジャパンメディアシステム株式会社　監査役会

常勤監査役　　野本公夫　㊞

社外監査役　　菅野庄一　㊞

社外監査役　　斎藤　環　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第37期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき、普通配当として金1,000円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、39,220,000円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

2021年10月28日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	とがし　ひろあき 富樫　泰章 （1949年４月３日生）	1968年４月　キング工業株式会社入社 1972年10月　インターナショナルホライゾンズ株式会社入社 1975年６月　株式会社白寿生化学研究所入社 1978年10月　防犯ロックセンター創業 1983年４月　岩崎通信機株式会社代理店営業 1984年８月　当社設立代表取締役社長（現在）	12,533株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	たぐち　あきら 田口　聡 （1953年４月８日生）	1977年４月　富士電機工事株式会社（現　富士古河Ｅ＆Ｃ株式会社）入社 1983年３月　大手興産株式会社（現 三菱マテリアルテクノ株式会社）入社 1985年10月　当社入社 当社取締役 1991年９月　当社常務取締役（現任） 1999年７月　当社営業本部長 2007年９月　当社管理本部長 2016年８月　当社経営企画室・情報システム室管掌	665株
3	もりやま　あけみ 森山明美 （1955年10月29日生）	1980年４月　菅原税理士事務所入所 1985年５月　税理士登録 1987年９月　当社経理課入社 2000年４月　当社経理課次長 2000年10月　当社常勤監査役 2005年10月　当社管理本部執行役員 2015年４月　当社執行役員管理本部長 2016年10月　当社取締役管理本部長（現任）	591株
4	しのだ　こういち 篠田浩一 （1971年10月20日生）	1995年４月　NTT-IT株式会社（現　ＮＴＴテクノクロス株式会社）入社 2003年７月　当社入社　技術本部長・技術部長 2005年10月　当社取締役（現任） 2015年10月　当社技術本部長（現任）	754株
5	さかはら　かな 坂原加奈 （戸籍上の氏名：木戸　加奈） （1979年４月５日生）	2002年４月　株式会社たけうち入社 2006年２月　当社入社 2012年６月　当社大阪営業所長 2015年８月　当社大阪支店長（現任） 2015年10月　当社取締役（現任） 2016年８月　当社営業本部長（現任）	4株
6	おおひなた　よう 大日向　洋 （1949年４月３日生）	1973年４月　株式会社第一勧業銀行（現　株式会社みずほ銀行）入行 1999年４月　同行　茅場町支店長 2001年10月　同行　芝支店長 2003年10月　東京リース株式会社（現　東京センチュリー株式会社）入社 2008年４月　同社常務執行役員 2012年10月　当社顧問 2012年12月　株式会社ヤナセ監査役 2015年10月　当社社外取締役（現任）	24株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
7	しばた　ひろやす 柴田博康 （1959年12月12日生）	1993年８月　公認会計士登録 1993年11月　税理士登録 1993年11月　柴田公認会計士事務所開設　所長（現任） 2004年４月　至誠清新監査法人（現　Moore至誠監査法人）代表社員 2015年２月　公益財団法人CIESF監事（現任） 2015年12月　公益社団法人スペシャルオリンピックス日本長野監事（現任） 2017年10月　当社社外取締役（現任）	-株

（注）１．「所有する当社株式数」については、2021年７月31日現在の所有株式数を記載しております。

２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．大日向洋氏及び柴田博康氏は、社外取締役候補であります。大日向洋氏及び柴田博康氏、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって大日向氏が６年、柴田氏が４年となります。

４．大日向洋氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に関与された経験はありませんが、金融機関での豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただけるものと判断したためです。

５．柴田博康氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としてこれまで培ってきた豊富な見識及び経験等を当社の経営に反映していただけるものと判断したためです。

６．当社は大日向洋氏と柴田博康氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

７．当社は保険会社との間で、会社法第430条の３第１項の規定に基づく、役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用等損害を当該保険契約によって補填することにしております。（ただし、裁判所等の判決で故意認定があった場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

第37期　定時株主総会会場ご案内図

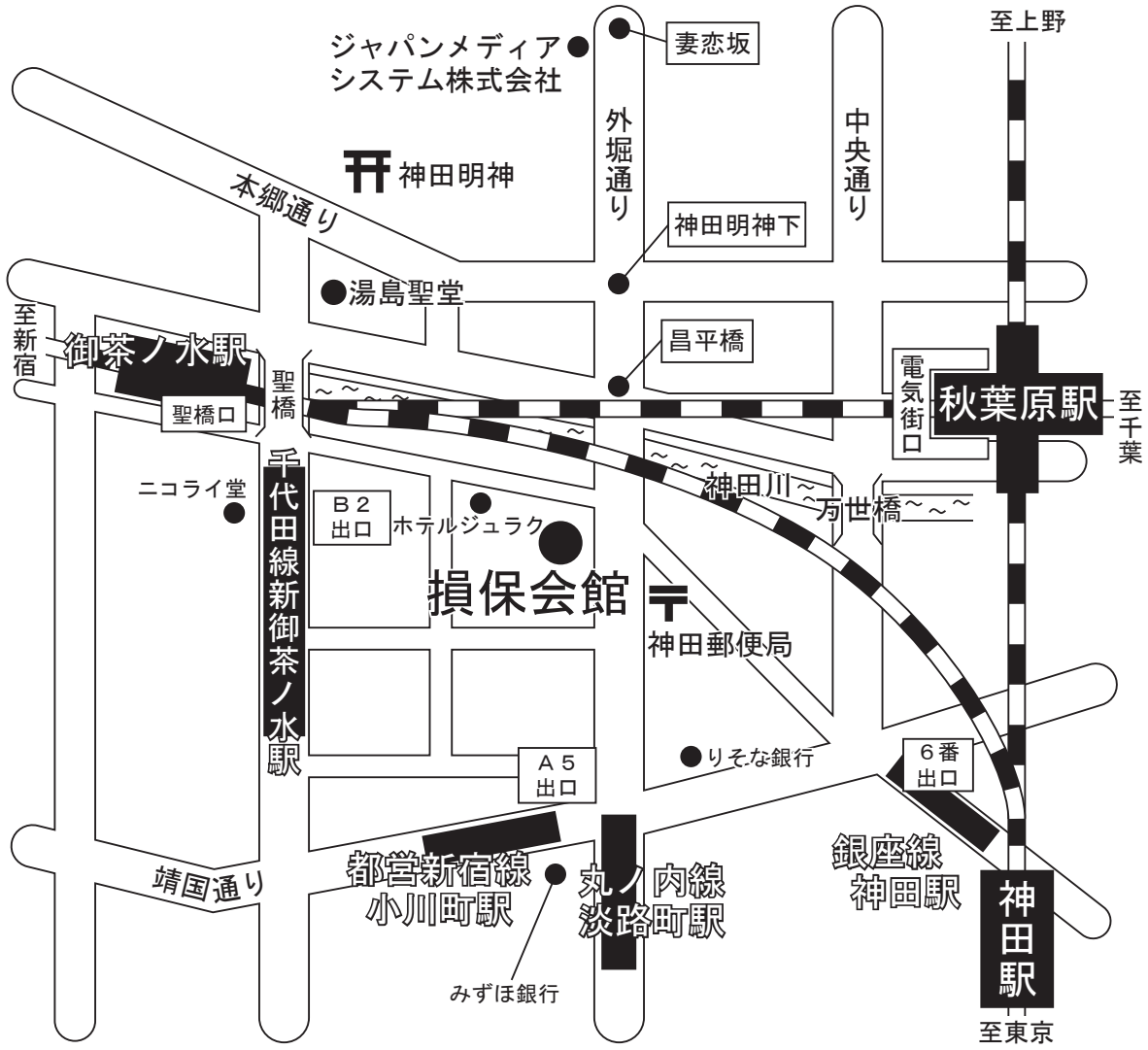

会場：損保会館　大会議室

住所：東京都千代田区神田淡路町二丁目９番地

御茶ノ水（ＪＲ：聖橋口）	徒歩５分	新御茶ノ水（地下鉄千代田線：Ｂ2出口）	徒歩３分
淡路町（地下鉄丸ノ内線：Ａ5出口）	徒歩３分	小川町（都営新宿線：Ａ５出口）	徒歩３分
秋葉原（ＪＲ：電気街口）	徒歩５分	神田（地下鉄銀座線：６番出口）	徒歩８分